

愛西市 緑の基本計画 (案)

目次

第1章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画とは	1
1-2 本市における「緑の基本計画」について	2
1-3 緑の重要性	4

第2章 現況調査

2-1 愛西市をとりまく環境	5
2-2 緑地現況調査	11
2-3 緑化調査	19
2-4 調査結果の解析・評価	22
2-5 課題	26

第3章 緑の将来像

3-1 緑の将来像	29
3-2 緑の将来都市構造	30
3-3 計画の将来目標値（将来フレーム）	35

第4章 緑のまちづくりの方向性

4-1 緑のまちづくりの基本理念	36
4-2 緑のまちづくりの基本方針	37

第5章 緑のまちづくりの分野別方針と施策

5-1 「愛西市らしい緑を守る」ための方針と施策内容	41
5-2 「今ある緑を充実させる」ための方針と施策内容	47
5-3 「市民とともに緑を創り出す」ための方針と施策内容	53

参考

1. 策定の過程と検討体制	61
2. 用語集	62
3. 公園の分類	65

「＊」のついている用語については、巻末の用語集に説明を掲載しています。

第1章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法*に基づき、各市町村が、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進について様々な取り組みを計画的に進めていくために定める総合的な計画です。緑の現状やまちづくりの方向、緑に対する市民意識やニーズ、社会情勢の変化などに即して策定します。

緑の基本計画には次のような特色があります。

●市内のあらゆる緑・オープンスペース*に関する総合的な計画

緑地の保全、樹木等の保全、公園等の整備、道路の緑化、河川・水路の緑化、学校の緑化、住宅地の緑化、緑に関するイベントなど、緑・オープンスペースに関するあらゆる事柄について、今後の取り組みの方針を表すものとなります。

●地域の特性に応じた創意ある計画

策定主体が市であるため、住民の意見を反映しながら、地域特性を活かした市独自のオリジナリティーあふれる計画を策定することができます。

●公表が義務付けられた、実効性の高い計画

本計画の緑のまちづくりは、住民・事業者・行政などが一体となって行われることが不可欠なため、計画の公表が義務付けられています。目標や施策を公表することで、関係者間の連携・協力を促進することができます。

1-2 本市における「緑の基本計画」について

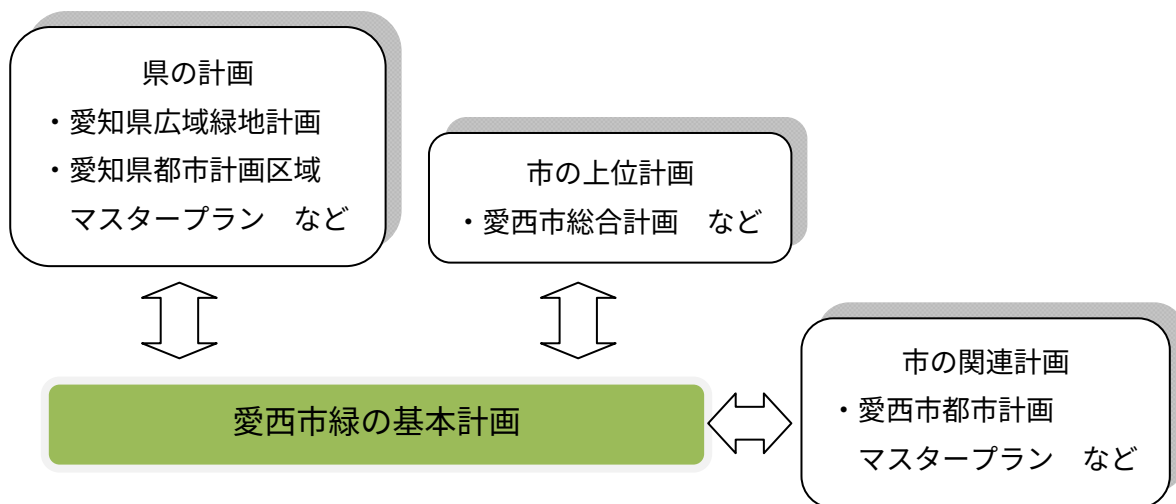
1. 緑の基本計画策定の背景と目的

平成 16 年に都市公園法と都市緑地保全法が改正され、今まで以上に都市における緑地保全や緑化の推進がクローズアップされています。また社会情勢やライフスタイルの変化により、豊かな地域づくりにおける緑とオープンスペースの重要性はますます高まってきています。

こうした中、平成 17 年には 4 町村の合併により、“愛西市”が誕生しました。これまでに、長期的なまちづくりを総合的、計画的に進めるための指針となる「愛西市総合計画」や、都市計画に関する基本的な方針となる「愛西市都市計画マスタープラン*」を策定しました。愛西市緑の基本計画（以下「本計画」とする）では、愛西市の特色を生かしたみどり環境*の実現を目的とし、都市計画マスタープランと同様平成 32 年度の目標年次に向けて、市民とともに計画づくりを進めていきます。

2. 本計画の位置づけ

本計画では、県の計画や、市の上位計画、関連計画など、緑に関する様々な計画との整合や施策の連携により、本計画の実効性を高めていきます。



■愛知県広域緑地計画

市町村を超える広域的な見地から緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した、緑の基本計画策定の指針となるものです。

■愛西市総合計画

地方自治法に基づき、本市のまちづくりの目標や目指す将来像を定め、この実現のための施策を体系的に明らかにした行財政運営の基本となる指針です。

将来像	人々が和み、心豊かに暮らすまち
基本理念	和み：犯罪が少なく、いくつになっても安心して平和に暮らせるまち ゆとり：住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまち 安心：地域のなかでお互いが支え合い、安心して暮らせるまち 快適：生活環境の快適性が図られ、利便性に配慮されたまち 便利：仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことができるまち 健やか：未来に向けて、子どもたちの健やかな成長を願い、その環境があるまち

■愛西市都市計画マスタープラン

都市計画法*に基づき、長期的な視点からまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、本市が定める都市計画の方針として定めたものです。

将来像	子どもからお年寄りまで 誰もが安心して暮らせる 社会生活基盤の確立
基本理念	1. コンパクトな都市に向けた再構築 2. 生活満足度の高い都市づくり

3. 本計画で対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」とは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、樹林地*、農地、河川・水路など、様々な樹木や草花、水によって構成されている環境全般を「緑」と呼ぶこととします。

【緑の例】



公園の緑



道路の緑



社寺の緑



住宅地の緑



公共公益施設*の緑



ハス田



水田



河川・水路

1-3 緑の重要性

緑は、二酸化炭素の吸収機能を始め、震災・火災時における延焼防止、地域を特徴づける景観形成など様々な機能を持っており、安全で快適な生活環境を形成する上で欠かせない存在です。

都市化の進展や少子高齢化などに伴い、自然とのふれあい志向、スローライフ*への関心が高まっていく中で、緑の果たす役割はとても重要となっています。

【緑の役割】

生活環境の改善

樹木などの植物は、二酸化炭素を吸収することから、地球温暖化の防止に効果があります。また葉には、水蒸気を放出する蒸散作用や、日射を反射する働きがあるため、ヒートアイランド現象*の緩和にもつながります。他にも大気の浄化、騒音や振動の軽減など、私たちの生活環境の改善に寄与しています。

安らぎやふれあいの場の提供

趣味の多様化や自由時間の増加により、市民の余暇活動への需要が高まりを見せています。子どもからお年寄りまで楽しめる多様なニーズに応える交流の場を提供することで、地域コミュニティ*の輪が広がっていきます。スローライフ志向に伴い、市民が気軽に農業を楽しめる市民農園などにも多くの関心が集まっています。

生物の生息環境

緑は、都市の中で様々な生物の生息環境となっています。樹林地や河川、農地といった大きな緑のほか、屋敷林*や社寺林*などの比較的小規模な緑も生物の貴重なすみかとなっています。また、街路樹や住宅の庭木などは生物の移動ルートにもなります。

災害などにおける安全性の確保

公園緑地は、災害時の大切な避難地や避難経路となります。また、街路樹は火災時の延焼防止に役立ちます。農地は、雨水を地中に保水する涵養機能*を持っていることから、河川や水路の急激な増水防止に寄与します。

このように、緑は安全な環境基盤としての機能も持っています。

地域らしい風景の形成

緑は、地域の気候や風土になじんでいるため、地域特有の生態系*や景観を有しています。地域らしい風景を残していくためには、地域に残る緑を文化・歴史と一緒に守っていくことが大切です。

第2章 現況調査

2-1 愛西市を取りまく環境

1. 位置・地勢

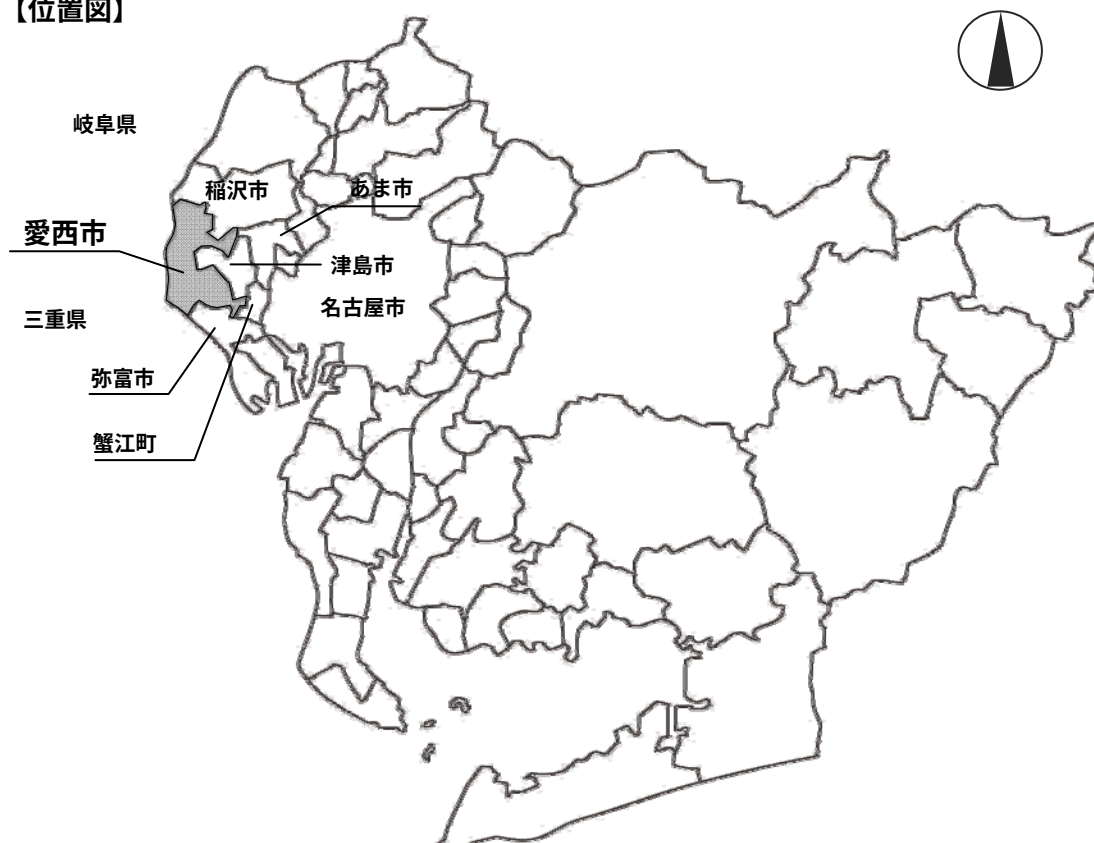
本市は愛知県の西部に位置し、海部地方に属しています。また、中部圏の中核都市である名古屋市より西方 20 km の位置にあります。

平成 17 年 4 月 1 日に佐屋町、立田村、八開村、佐織町の 2 町 2 村が合併して誕生した面積 66.63 km² の都市で、北は稲沢市、東はあま市※、津島市、南は蟹江町、弥富市、西は木曾川・長良川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市に接しています。

地形は細かい起伏はあるものの概ね平坦で、佐屋地域、立田地域、佐織地域南部では大部分が海拔ゼロメートルとなっています。

※平成 22 年 3 月に七宝町、美和町、甚目寺町が合併

【位置図】



２．人口推移

本市においては、佐屋地域及び佐織地域において昭和 40 年代後半から名古屋市のベッドタウンとして開発が進み、急激な人口増加がみられました。人口は平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年の国勢調査によると総人口は 65,556 人となり減少に転じています。

【愛西市及び地域別人口の推移】

単位：人

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
愛西市	62,983	63,143	64,216	65,597	65,556
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
佐屋地域	27,880	28,303	28,470	29,802	29,590
	44.3%	44.8%	44.3%	45.4%	45.1%
立田地域	7,970	8,040	8,353	8,327	8,116
	12.7%	12.8%	13.0%	12.7%	12.4%
八開地域	5,063	5,064	5,096	5,011	4,832
	8.0%	8.0%	8.0%	7.7%	7.4%
佐織地域	22,070	21,736	22,297	22,457	23,018
	35.0%	34.4%	34.7%	34.2%	35.1%

出典：国勢調査

３．土地利用現況

無地番の土地（道路、水路などの国有地）を除いた本市の土地利用の状況をみると田が最も多くなっています。平成 18 年において、田が 48.1%、畑が 15.1%であることから、市域の 6 割以上が農地として利用されていることが分かります。また宅地は 18.5%を占めており、山林原野はわずかに 0.2%となっています。平成 14 年から 18 年の推移をみると宅地とその他の土地がわずかに増えています。

【地目別土地利用現況】

単位：ha

	総面積	田	畑	宅地	山林原野	雑種地	その他
平成 14 年	5,137.21	2,582.27	777.53	937.91	11.63	198.03	629.83
	100.0%	50.3%	15.1%	18.3%	0.2%	3.8%	12.3%
平成 15 年	5,148.34	2,552.03	800.63	943.18	11.52	197.63	643.35
	100.0%	49.6%	15.6%	18.3%	0.2%	3.8%	12.5%
平成 16 年	5,234.27	2,542.90	800.38	945.02	11.63	202.74	731.61
	100.0%	48.6%	15.3%	18.0%	0.2%	3.9%	14.0%
平成 17 年	5,235.34	2,530.39	796.08	954.71	11.47	186.48	756.21
	100.0%	48.3%	15.2%	18.2%	0.2%	3.6%	14.4%
平成 18 年	5,235.32	2,518.50	790.45	970.00	11.22	186.73	758.43
	100.0%	48.1%	15.1%	18.5%	0.2%	3.6%	14.5%

出典：愛西市の統計

4. 土地自然特性

河川・水路は本市の自然特性を表わす重要な要素であり、特に木曽川、長良川、日光川、善太川、鵜戸川などがあげられ、これらは魚類などの生息地ともなっています。

伝統的・歴史的風土を代表する緑としては、社寺（神社・仏閣）の緑などの歴史的建造物に伴う緑があげられます。

文化的意義を有する緑としては、祭事等が催される社寺の緑や河川・水路沿いに植えられた桜並木があげられ、これらの緑は野鳥の生息地ともなっています。

5. 緑の現況

本市の緑は、その大部分が田や畑により構成されています。自然林*がなく、わずかにある二次林*や人工林*は、社寺林や屋敷林として存在しています。

また、木曽川をはじめとする多数の河川があり、水面の面積も多くなっています。

【緑の現況量調査】

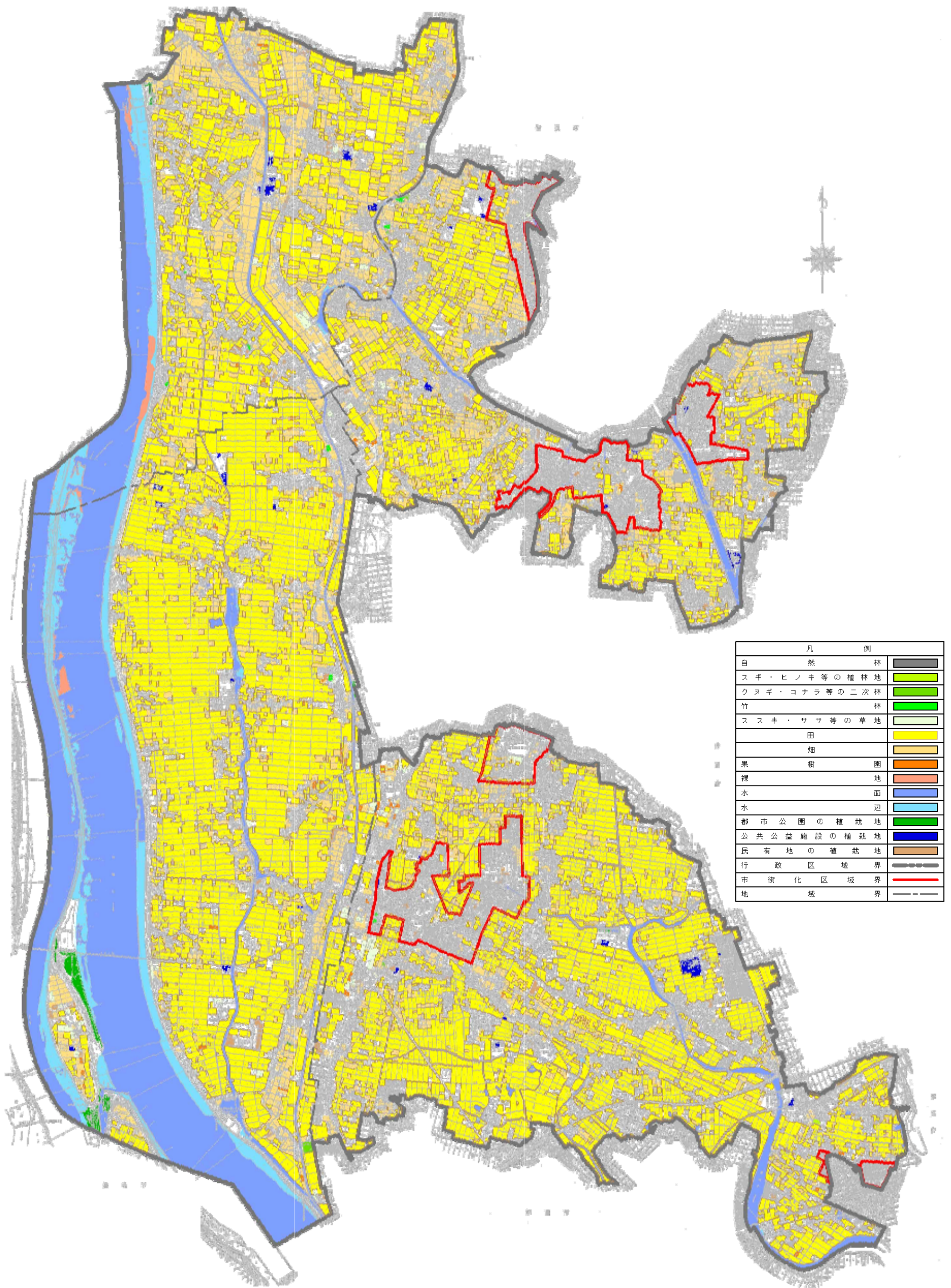
単位：ha

区 分	市街化区域*	市街化調整区域*	都市計画区域
自然林	—	—	—
スギ・ヒノキ等の植林地	—	0.3	0.3
クヌギ・コナラ等の二次林	—	1.6	1.6
竹林	0.2	1.3	1.5
スズキ・ササ等の草地	1.1	24.6	25.7
田	17.8	2,681.5	2,699.3
畑	11.0	700.2	711.2
果樹園	0.2	9.0	9.2
裸地*	—	13.8	13.8
水面	2.1	846.9	849.0
水辺*	—	183.2	183.2
都市公園の植栽地	—	13.4	13.4
公共公益施設の植栽地	0.7	9.8	10.5
民有地の植栽地	1.8	20.6	22.4
合 計	34.9	4,506.2	4,541.1

※面積は図上計測による。



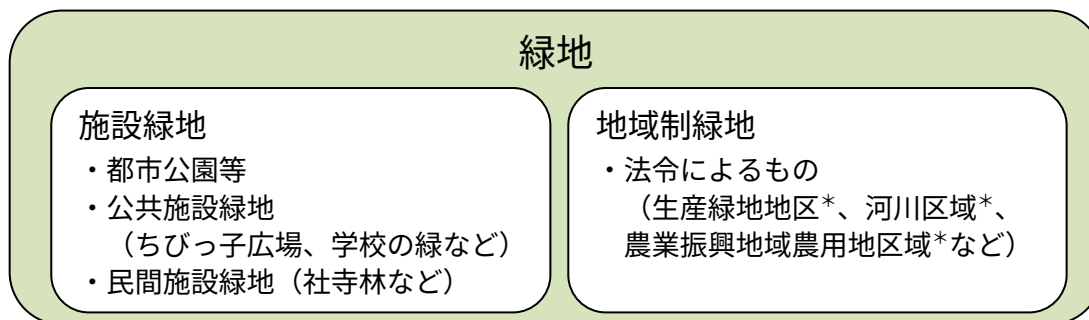
緑の現況図



2-2 緑地現況調査

本計画における「緑地」とは、都市公園やちびっ子広場、社寺林、学校の緑など、施設として担保されている緑（施設緑地）や、法律や条例等の指定により一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地）を指しています。

【緑地の定義】



1. 都市公園等の現況

市の都市公園のうち、都市計画決定された都市公園は、**地区公園 1 箇所、近隣公園 3 箇所、街区公園 1 箇所**の計 5 箇所となっており、そのうち 68.5%が供用*開始されています。都市緑地は 2 箇所あり、木曽川東海緑地の都市計画決定面積 974.6ha は市域の 14.6%を占めています。この木曽川東海緑地には、国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鵜戸川・船頭平河川公園）が含まれています。

重複を除いた都市公園等全体の計画面積は 986.7ha であり、市域の 14.8%を占めています。

【都市公園等】

単位：ha

種類	名 称	計画面積/都市 計画決定面積	供用面積	備 考
国営公園	国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鵜戸川）	36.0	15.7	都市緑地と重複 供用区域は東海広場 （右岸）の一部
	国営木曽三川公園（船頭平河川公園）	4.8	2.7	都市緑地と重複
地区公園	4・4・11 愛西市親水公園	6.6	4.1	
近隣公園	3・3・101 中央公園	3.1	3.1	
	3・3・4 海西公園	0.7	0.7	愛西市分のみ
	3・3・102 リバーサイドパーク	1.2	—	
街区公園	2・2・101 北河田公園	0.2	0.2	
都市緑地	2 木曽川東海緑地	974.6	18.4	国営公園と重複
	3 領内川緑地	0.3	0.3	
都市公園等合計（重複除く）		986.7	26.8	

平成 21 年 2 月現在

※ p 65 に公園分類表掲載

２．都市公園等以外の施設緑地現況

都市公園等以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地で遊び場等公園の形態をした緑地は、農村公園 4 箇所、児童遊園 18 箇所、ちびっ子広場 52 箇所、その他の公園 6 箇所があります。これらは市内に広く分散して設置されていますが、その多くは 1,000 m²を下回っています。また、屋外運動施設として、グラウンド 7 箇所、プール 2 箇所、ゲートボール場 4 箇所が設置されているほか、市内の小中学校の運動場や体育館が市民に開放されています。

また、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の水生植物園や森川花はす田、赤蓮保存田といった“ハス”の植物園等があり、多くの人が訪れています。

民間施設緑地としては社寺境内地があげられ、それらは歴史的・伝統的な文化に触れることができる身近な地域住民の憩いの場となっています。

３．法適用現況

都市計画法以外の法制度に基づき定められた区域として、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、文化財保護法に基づく文化財、及び条例等に基づく文化財があげられます。

生産緑地地区は、市街化区域に 25 箇所指定されています。

市街化調整区域の大部分が農業振興地域に指定されており、農用地区域はその約半分を占めています。しかしながら近年は宅地化による転用が進んでおり、農地は減少傾向にあります。

河川区域としては 2 本の一級河川と 6 本の二級河川があります。木曽川と長良川をつなぐ水門として明治時代に造られた船頭平閘門は、国の重要文化財に指定されています。

４．緑地現況量

前述の各緑地について整理した表を以下に示します。

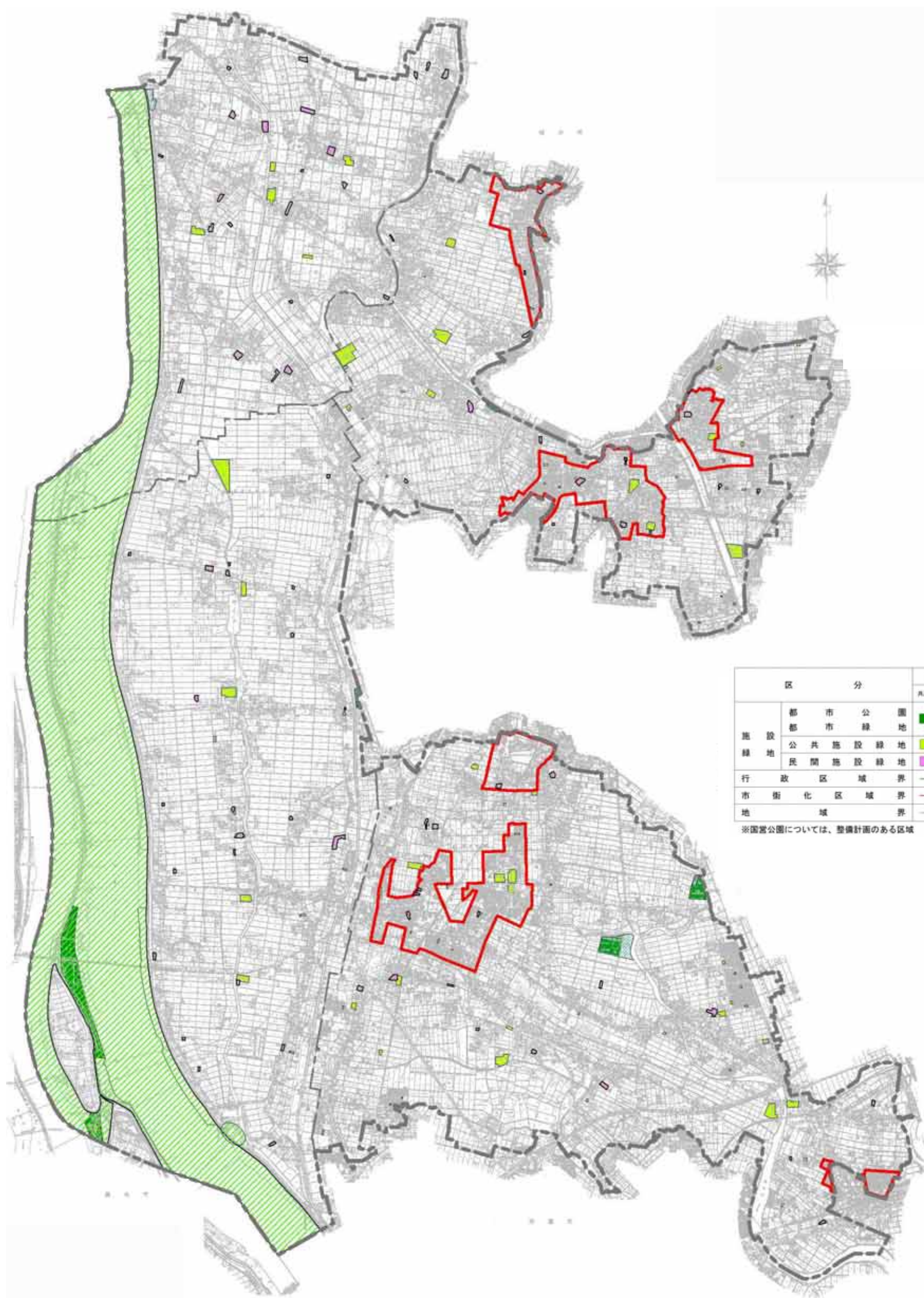
【緑地現況量】

単位：ha

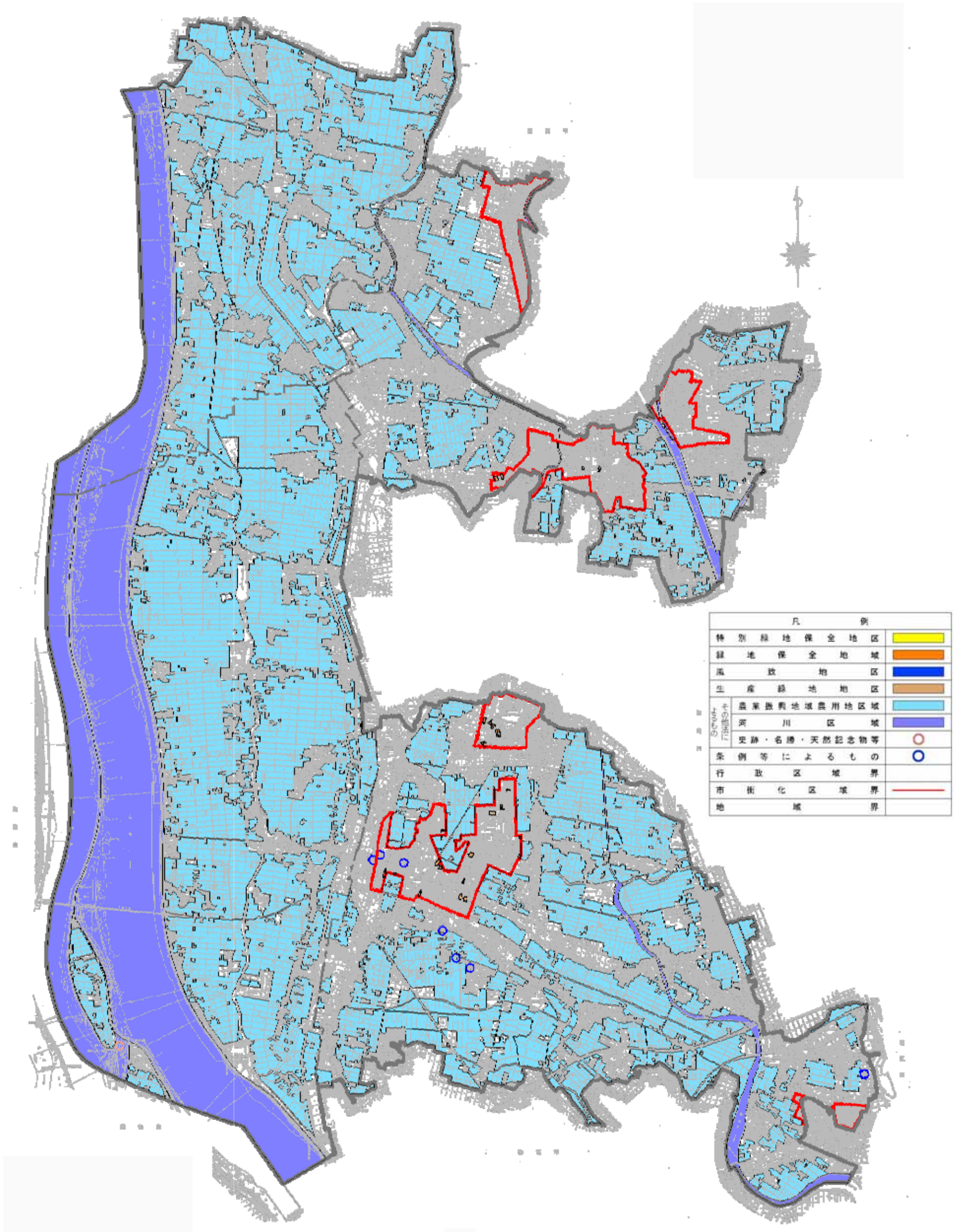
区分		(１) 市街化区域 315ha	(２) 市街化調整区域 6,348ha	(１) + (２) 都市計画区域 6,663ha
施設 緑地	都市公園	0.2	26.3	26.5
	都市緑地	0	0.3 (国営公園との重複18.4ha除く)	0.3
	公共施設緑地	5.7	30.7	36.4
	民間施設緑地	2.8	14.6	17.4
	施設緑地合計	8.7	71.9	80.5
地域 制 緑 地	法によるもの	特別緑地保全地区、 緑地保全地域	0	0
		風致地区	0	0
		生産緑地地区	3.0	3.0
		農業振興地域農用地区域	0	2,964.0
		河川区域	4.6	1,084.9
	条例等によるもの		0	0
	地域制緑地小計		7.6	4,048.9
	地域制緑地間の重複		0	0
地域制緑地合計		7.6	4,048.9	4,056.5
施設・地域制緑地間の重複		0.0	18.4	18.4
緑地現況量総計		16.3	4,102.4	4,118.6
緑地率（緑地現況量／区域面積）		5.2%	64.6%	61.8%

※条例等によるものとしては、県及び市指定の文化財のなかから 7 箇所をとりあげていますが、面積は指定されていないため、数量は計上していません。

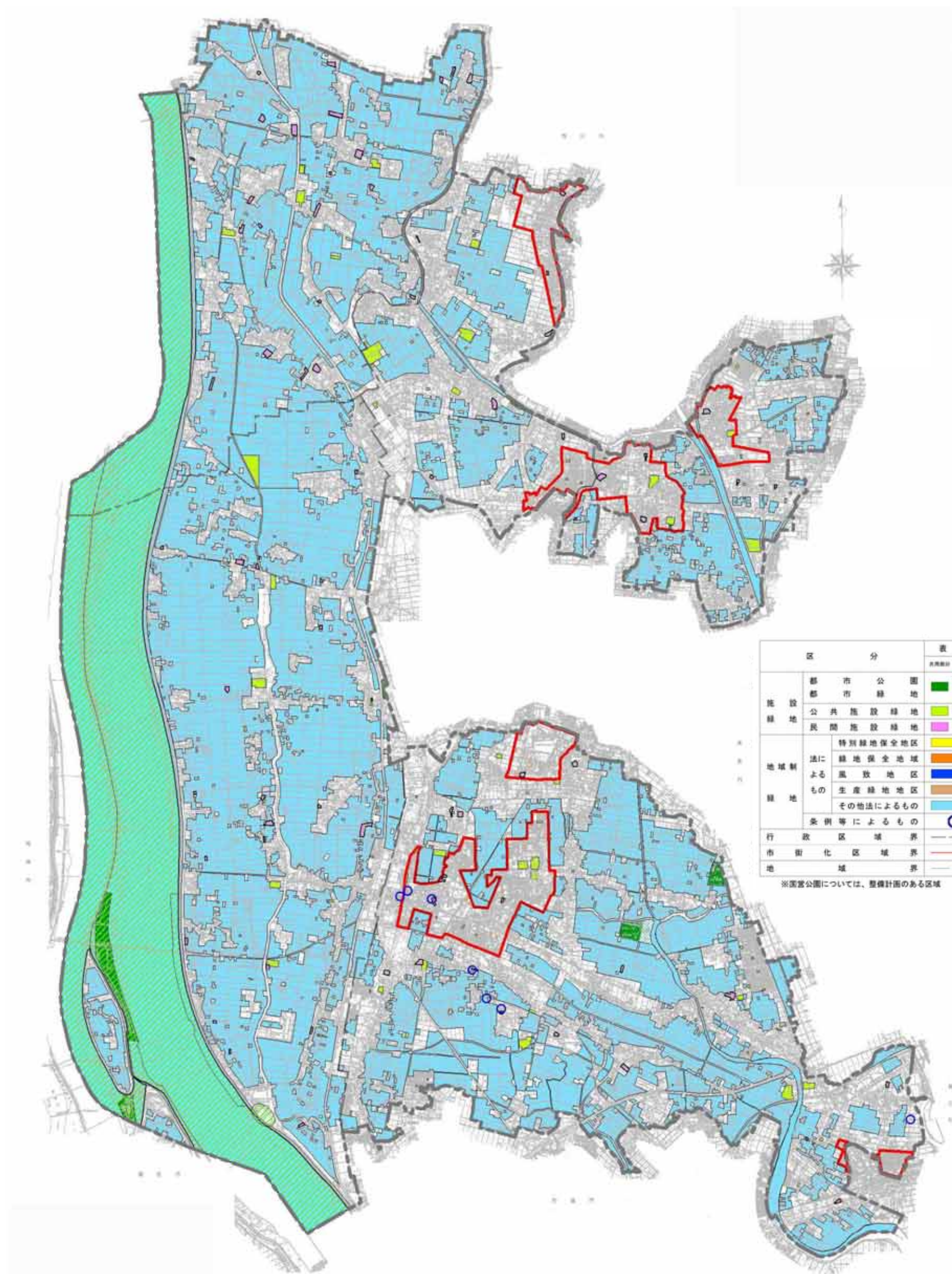
施設緑地現況図



地域制緑地現況図



緑地現況図



2-3 緑化調査

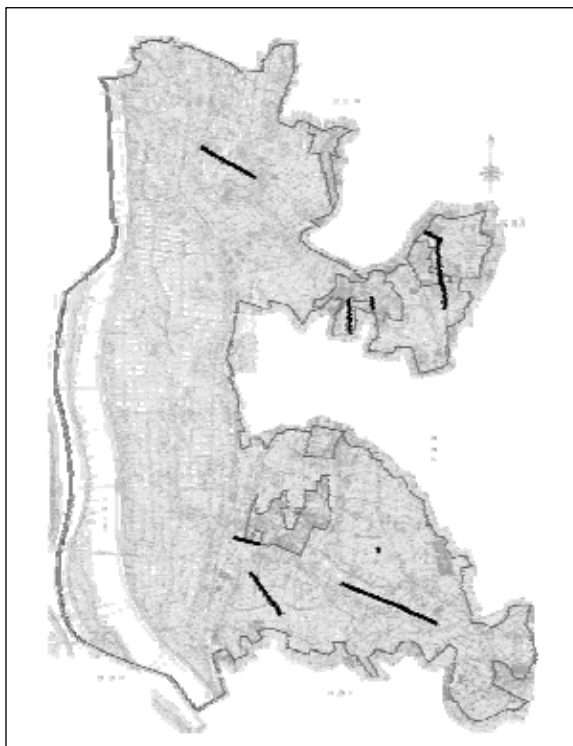
1. 緑化状況調査

(1) 公共公益施設の緑化状況

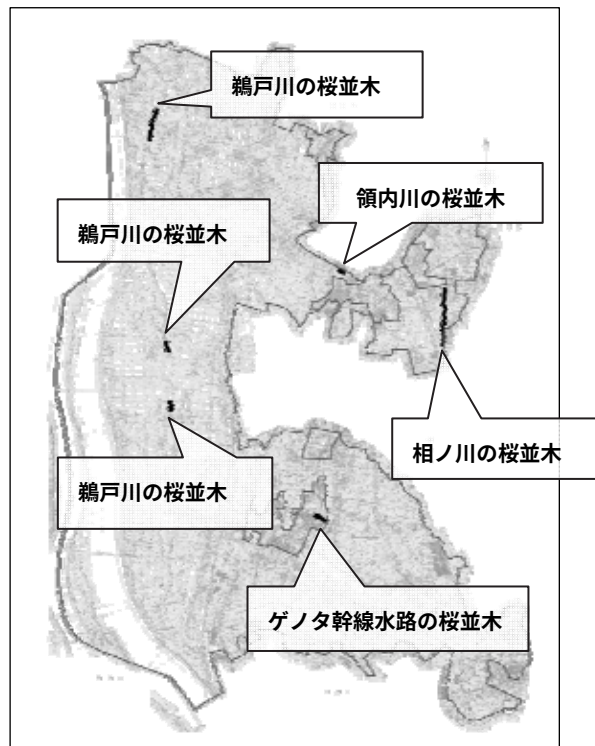
①道路等緑化状況

緑化されている道路の区間は8箇所あり、そのほとんどは中低木の植栽となっています。また、河川や水路沿いには桜が植えられ、市民に親しまれています。

【道路緑化位置図】



【桜並木位置図】



②公共公益施設の緑化状況

本市の公共公益施設において特に緑化された施設としては、社会福祉法人が設置する愛厚ホーム佐屋苑ほか、愛西市役所、中央図書館、佐屋公民館、社会福祉会館、八開総合福祉センターなどがあります。近年、公共公益施設を新しく建築する際には、美しい都市景観を形成し、市民に愛される施設となるよう、緑化への配慮が行われています。



佐屋公民館

(2) 民有地の緑化状況

民有地の緑化として目立つのは社寺林であり、立田地域や八開地域では屋敷林もみられます。また、住宅や業務施設においてもそれぞれ庭の緑や外構に配慮した施設がみられます。

2. 緑化に関する条例など

本市において緑化に関する条例等は制定していませんが、地区計画*が1箇所（約10ha）都市計画決定されており、垣・柵について生垣が奨励されています。

3. 市民意識調査

（1）市民アンケート

平成20年度に、市民の約5%にあたる3,000人を対象として、緑に関する意識調査を行いました（回収率39.6%）。市民意識の傾向は以下のとおりです。

【全体的な意見】

- ・良いと思う自然環境や景観として最も多く選ばれたのは、「ハス田（ハスの花）」や「まとまった農地（田畑）」であり、愛西市ならではの風景や身近な田園風景が最も評価されています。
- ・身近な広場や公園の充実度については評価が低く、「大人も過ごせるようにする」ことや、「数を増やしたり、広い面積にする」ことが求められています。
- ・スポーツができる広場については、「今ある広場を充実する」ことや「数を増やす」ことが求められています。
- ・緑化については全般に関心が低いですが、その中では比較的、「道路沿道を緑化する」ことに関心が寄せられています。
- ・良くないと思うことや気になることとしては、①休憩場所や木陰の少なさ、②ゴミの投棄や空き地の管理、が最も多く選択されています。散策などでもできるみどり環境の整備や公衆道徳の向上、草刈などの管理による、快適な環境づくりが求められています。
- ・今後の重点施策としては、①自然環境の保全、②公園や広場の整備、③官民協働*の維持管理が多く選択されています。

【自由記入】

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ・公園分布の偏りや公園へのアクセスの改善 | ・ゴミのポイ捨て防止、草刈、町内清掃の強化 |
| ・木陰や並木の整備 | ・農地の維持管理への指導 |
| ・子どもからお年寄りまで楽しめる公園の整備 | ・地域住民の組織化や意欲醸成の促進 |
| ・道路や公園における緑化の推進と適切な維持管理 | ・ウォーキング道路の整備や散策マップづくり |
| ・環境学習の機会の充実 | ・河川の多自然型工法の導入 |
| ・生き物がたくさんいる公園の整備 | ・経済的で効率的な緑化 |
| ・庭木等のリサイクルの推進やリサイクル施設の設置 | ・堤防道路の活用 など |
| ・市内外に向けたハス田のPR | |

【今後重点的に行っていったほうがよいと思うこと（複数回答あり）】

※回答者数 1,189 人、無回答者数 21 人

選択肢	回答数	割合
農地や河川の自然環境を保全する	476	40.0%
家族で遊べる大きな公園を増やす	348	29.3%
運動できる広場を増やす	321	27.0%
日常の維持管理を官民協働で行う	286	24.1%
身近な公園を増やす	285	24.0%
ハス田を保全し観光の名所にする	263	22.1%
並木などを増やし名所をつくる	239	20.1%
駅前や道路沿道の緑化を進める	228	19.2%

選択肢	回答数	割合
神社や寺と一体の緑を保全する	130	10.9%
土に親しめる機会を増やす	100	8.4%
住宅地を緑豊かにする	98	8.2%
文化財と一体の緑を充実し名所にする	93	7.8%
公共公益施設の緑化を進める	83	7.0%
その他	56	4.7%
とくにない	49	4.1%
工業地の緑化を進める	25	2.1%

（２）市民代表会議*

平成21年度に、緑の基本計画策定に向けて市民代表会議をワークショップ*形式で3回開催し、市民と意見交換を実施しました。緑のまちづくりに必要な方策としてあげられた主な意見は以下のとおりです。

【農地について】

- ・市民農園や家庭菜園の場として農地を貸出し、遊休農地*の利活用を図る
- ・ハス田を観光要素として利活用する
- ・遊休農地を地域コミュニティの場として利活用する

【樹林地について】

- ・樹林地・樹木の維持管理に対する支援の充実を図る
- ・社寺林や屋敷林など、地域のシンボルとなる緑を保全する

【河川環境について】

- ・生態系に配慮した河川環境の保全・創出を図る
- ・散策路や並木の整備、土手の風景創出などを行い、河川・水路の親水性を高める

【公園について】

- ・地域の実情にあった公園の整備や配置の検討を行う
- ・公園緑地、街路樹などの維持管理の充実を図る
- ・公園設備や遊具の適切な維持管理を行う

【緑にふれるきっかけづくりについて】

- ・公園利用者などに、ポイ捨てや公園利用のマナー向上を呼び掛ける
- ・緑に関する知識や技術を習得するイベント・講習会などを開催する
- ・除草剤の適切な使用を指導する
- ・子どもが緑に触れる機会の提供や、環境教育の充実を図る

【市民の緑化活動について】

- ・市民への緑化に関するサービスの充実を図る
- ・市民参加による公園の緑化や、維持管理を行う

【施設の緑化について】

- ・大規模な企業跡地や沿道の緑化の検討を行う など

2-4 調査結果の解析・評価

緑は「環境保全」「レクリエーション*」「防災」「景観構成」の4つの大切な役割を担っています。現況調査や市民意識調査の結果などを踏まえたうえで、この4つの系統から本市の緑に関する解析・評価を行いました。

1. 系統別の解析・評価のまとめ

(1) 環境保全系統の解析・評価のまとめ

本市の骨格となる緑地は農地と河川・水路です。このほか社寺林なども貴重な野生動物の生息環境となっており、これらの緑は快適な生活環境の形成に寄与しています。

市街化調整区域の大部分は農業振興地域に指定されており、その約半分が農用地区域となっています。しかし社寺林や屋敷林は減少しており、市民と協力し合いながら樹林地の保全を検討することが必要です。

市内を流れる河川・水路は治水対策により概ね整備されています。これに沿って桜並木が整備されているところもあり、市民に親しまれていますが、一方で自然性の低い区間もあります。河川・水路は生物の移動経路としても重要であり、生活環境をうるおいのあるものにするため、親水性や自然性を高める整備や、公園緑地とのネットワーク化が望まれます。水質については、以前より改善が進められていますが、引続き下水道整備などの取り組みを進める必要があります。



木曽川



水田

(2) レクリエーション系統の解析・評価のまとめ

市民の身近なレクリエーションの場としては、児童遊園やちびっ子広場、総合運動場などがあります。町村合併前の各町村ではスポーツレクリエーションに力を入れていたため、運動場等レクリエーション施設は比較的充実しており、学校の運動場や体育館も市民が利用できるようになっています。しかし、総合運動場など規模の大きな施設は市街地や集落から離れた位置にあり、市街地などに多く設置されているちびっ子広場は、高学年児童などが利用するには規模が十分な広さではありません。市民からも、多様な世代のニーズに対応した機能の充実や公園分布の検討など、地域の実情にあった公園を

求める意見が寄せられています。したがって、今後は歩いて行ける身近な場所に適正な規模の公園を確保し、ベンチなどの休憩施設や木陰を設けるなどの配慮が必要と考えられます。

自然系レクリエーションについてみると、本市は水辺に恵まれています。桜並木や木曽川河川敷の整備などを除けば、比較的消極的な利活用にとどまっています。レクリエーション系緑地としての活用の余地は多いため、今後レクリエーション空間として水辺を活かした魅力的な都市づくりが期待されます。

また、本市の特産農産物であるハス（レンコン）やハス田の景観は、市内外の観光客を呼び込む重要な要素となるため、その活用法も検討していく必要があります。

このようなレクリエーション系の緑地は、ネットワーク化することにより利用が促され、新たな楽しみ方を生みます。河川・水路の河川敷や堤防道路、歩道はネットワークとして有効ですが、本市の状況をみるとそれぞれ単独で存在しており、市内をめぐるネットワークにまではなっていません。遊歩道やサイクリングロード、休憩場所の整備などにより、市内に分散するレクリエーション施設のネットワーク化を図ることが望まれます。



北河田公園



森川花はす田

（３）防災システムの解析・評価のまとめ

本市の市街地内やその周辺地では、1ha 以上のオープンスペースを有する施設が不足していますが、市街地を取り巻く農地を緊急退避地として活用することができます。このため、農地の維持を図りながら、救援活動や長期的避難等の場となりうるオープンスペースを確保していくことが望まれます。

その他、震災・火災時に延焼を防止したり、建物倒壊時の緩衝帯*となったりするオープンスペースを確保するなど、防災の観点から緑地確保を検討することも必要です。

さらに、災害時において避難路及び輸送路となる都市計画道路は、整備の推進が必要です。



中学校のグラウンド



佐屋総合運動場

(4) 景観構成系統の解析・評価のまとめ

本市は市街化調整区域のまとまった農地や木曾川・長良川などの大きな河川があり、田園風景やゆったりと流れる水面、河川敷などの自然的景観に恵まれています。市民アンケートからも、愛西市らしい風景として農地や河川・水路に大きな関心が寄せられていることが分かります。

しかし自然景観に恵まれているために、緑化の必要性を感じにくくなっています。その中で市街地や市街化調整区域の宅地開発による住宅地、工業系施設などは、**それぞれ**の敷地における緑化の状況はまだ不十分であり、主要道路沿道で宅地化している区間の景観は全体として緑のうるおいに欠ける感があります。まちの玄関口となる駅周辺においても、緑化による風景創出が望まれます。これについては、建築物や工作物のルール作りなどを合わせて行いながら、緑化を推進していくことが必要です。また、広がりのある景観を保つためにも、建築物や工作物の高さを制限するなどの措置を検討することが求められます。

桜並木などの街路樹は視覚的効果の高い緑であるため、適正な管理や延伸により景観形成に努めることが求められます。また民有地の樹木も、価値あるものについては地域のシンボルツリーとして保全に努めることが重要です。

また、恵まれた自然的景観をさらに良好にするため、草刈等の管理や水質の改善を行っていく必要があります。



小学校の外周部の緑化



ゲノタ幹線水路